## ◆各市の流下能力の調査を行う流末河川(水路)の検討区間

R01.10時点

	R				<u>(01.10時点</u>
市名	10,000m2未満 5,000m2以上	5,000m2未満 3,000m2以上	3,000m2未満 1,000m2以上	1,000m2未満	基準年
大津市	100倍				
彦根市	100倍				
長浜市		100倍		一次放流先及び下流にお ける明らかなネック箇所	H28.12 改定
米原市	30倍	一次放流先河川(水路)及び下流における明らかなネック箇所			H22.4 策定
近江八幡市	30倍	20倍	一次(直近)放流先河川及び下流における明らかなネック箇所		H26.1
東近江市	30倍	20倍	一次(直近)放流先河川及び下流における明らかなネック箇所		
草津市	30倍	30倍 一次放流先河川及び下流における明らかなネック箇所			
守山市	30倍	一次放流先河川及び下流における明らかなネック箇所			H24.4
栗東市	30倍	一次放流先河川及び下流における明らかなネック箇所			H21.4 策定
野洲市	30倍	一次(直近)放流先済 る明らかなネック箇所	可川及び下流におけ 行	一次(直近)放流先 水路	運用基準
甲賀市	30倍	20倍	20倍 一次放流先及び下流における明らかな ネック箇所		
湖南市	30倍	20倍	一次放流先及び下流における明らかな ネック箇所		H21.12 策定
高島市	30倍	一次放流先河川及び	・ ド下流における明らか	なネック箇所	H22.4

<sup>※</sup> 令和元年10月にHPにより調査した結果

(雨水排水計画策定時には、各市の基準を確認願います。)

<sup>※</sup> 都市計画法にもとづく地区計画を定めている区域において、本表と異なる基準が定められている場合があるため、各市の開発担当課に確認を行うこと。